

現場説明書 新旧対照表

改定後		改定前	
<p>現場説明書 1</p> <p>令和6年10月10日以降調達公告適用</p>		<p>現場説明書 1</p> <p>令和6年7月15日以降調達公告適用</p>	
「工程」から「公害対策」 略		「工程」から「公害対策」 略	
現場説明書 2 略		現場説明書 2 略	
<p>現場説明書 3</p>		<p>現場説明書 3</p>	
建設副産物の処理	<p>「建設副産物の処理」</p> <p>③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)</p> <p>建設発生木材は__市・町・村__地内の__のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離__km)を想定し、1 t 当り__円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、<u>鳥取県森林組合連合会</u>が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。</p> <p>④から⑩ 略</p>	建設副産物の処理	<p>「建設副産物の処理」</p> <p>③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)</p> <p>建設発生木材は__市・町・村__地内の__のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離__km)を想定し、1 t 当り__円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、<u>鳥取県森林組合</u>が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。</p> <p>④から⑩ 略</p>
現場説明書 4 略		現場説明書 4 略	
<p>現場説明書 5</p>		<p>現場説明書 5</p>	
その他	<p>③から⑧ 略</p> <p>⑨ (情報共有システム)</p> <p>情報共有システム(以下「システム」という。)を利用すること。</p> <p>ただし、<u>情報共有システムの利用を希望しない</u>場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。</p> <p>システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。</p> <p>⑩ 略</p>	その他	<p>③から⑧ 略</p> <p>⑨ (情報共有システム)</p> <p><u>予定価格4千万円以上の工事は、原則として</u>情報共有システム(以下「システム」という。)を利用することとする。</p> <p>ただし、<u>止むを得ない事情等によりシステムを利用できない</u>場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。</p> <p><u>予定価格4千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。</u></p> <p>システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。</p> <p>⑩ 略</p>
現場説明書 6 略		現場説明書 6 略	
現場説明書 7 略		現場説明書 7 略	